

審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 7 条 第 5 項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 5 条第 9 項、第 10 項、第 4 条第 2 項 (許可証の書換への申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14 日 以 内
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1、内線 3 0 4 3 ~ 3 0 4 5)
備 考 :